平成２２年（フ）第４３４号
香川県さぬき市志度699番地アーバンライフ志度Ⅰ―309号室
債務者　林　　大輔
1　決定年月日時　平成22年12月３日午前11時５分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第４４５号
香川県高松市元山町858番地３クレイドル元山Ⅰ５号室
債務者　内浪誠一朗
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第４８９号
沖縄県那覇市繁多川２丁目８番７号
債務者　謝花　愛子
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第５０４号
沖縄県那覇市首里石嶺町４丁目444番地２
債務者　照屋ヒロ子（旧姓岳原）
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第５０７号
沖縄県那覇市首里石嶺町４丁目220番地　金城方
債務者　奥濱　勝正
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第１６４３号
仙台市宮城野区平成１丁目13番45号　コーポ菅井Ｃ棟10
債務者　猪瀬　福寿
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１７１５号
宮城県名取市田高字沢目278番地　県営名取田高住宅555号
債務者　佐藤　克哉
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１７１６号
宮城県名取市田高字沢目278番地　県営名取田高住宅555号
債務者　佐藤　智美
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第６５３号
茨城県水戸市小泉町1003番地
債務者　飛田　喜信
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第６５９号
茨城県東茨城郡茨城町大字長岡140番地３ヴィオラ，アイ106
債務者　白土　淳一
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第６９０号
茨城県ひたちなか市大字高場1505番地107和田ハイツ103号、旧住所茨城県ひたちなか市大字足崎1267番地１　ＫＩＮＧ’ＳＣＯＡＴ106号
債務者　阿部　和広
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第６９８号
茨城県常陸大宮市若林825番地の13
債務者　高沢　有子
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第７０２号
茨城県那珂郡東海村東海２丁目９番23号　サンコートＡ101号、旧住所山梨県韮崎市下祖母石2086番地３　雇用促進住宅韮崎第二宿舎２棟303号
債務者　山口　恵子（旧姓出澤）
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第７１０号
茨城県水戸市河和田１丁目1581番地の１
債務者　佐藤　　猛
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第７１５号
茨城県水戸市白梅３丁目13番17号
債務者　児玉　光一
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第７１６号
茨城県水戸市白梅３丁目13番17号
債務者　児玉　春美
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第７２１号
茨城県笠間市旭町651番地13、旧住所茨城県笠間市旭町648番地19
債務者　岩瀬　義仁
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
水戸地方裁判所